

(地 429) (法安 195) (保 249) (健 II280)

令和 2 年 2 月 21 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
松本 吉郎



### 医療機関における電話による健康等相談について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国民からの医療電話相談のうち、例えば小児については都道府県にて「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」が実施されているところです。また、本事業は相談内容が救急医療のみではなく広く医療全般に関する相談である旨、貴会宛て平成30年4月25日付（地36）にて通知しております。さらに、これに限らず、国民への健康等相談は地方自治体や保険者によるものが広く存在しますが、医療機関への電話による健康等相談につきましては、下記の点および別添1～2をご参照くださいますよう、お願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る電話等相談につきましては、今以上の感染拡大を防ぐため、国民へのメッセージとして、日本医師会にて作成した資料（貴会宛て令和2年2月18日付（総164）により送付済み）を併せてご参照ください。

### 記

1. 例えば前日まで相当期間にわたって診療を続けて来た患者から電話で照会があった場合に適切な指示をすることは、状況に応じ認められているところです（別添1）。
2. 1. にかかる診療報酬は電話等による再診で定められています。なお、2020年度診療報酬改定において電話等による再診の際、治療上の必要性から救急医療機関の受診を指示した上で診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料が算定できることになりました（別添2）。
3. 上記以外の健康相談について、診断を行ったり治療方法を指示することはできませんが、受診の必要性等について助言することは医療機関において実施可能です。

以上

厚生省健康政策局総務課 編 医療法・医師法（歯科医師法）解（1994年8月25日第16版）

医師法第二十条【解】 p431 より抜粋

「電話で容態等を聞いたのみで診断を行ったり治療方法を指示することは、原則として本条違反となる。ただし、例えば前日まで相当期間にわたって診療を続けて来た患者から電話で照会があり、特に急変も認められないような場合適当な指示を与える程度のことは、必ずしも本条違反を構成するものとは解されない。」

【Ⅲ－5 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進 一②】

## ② 電話等による再診時の診療情報提供の評価

## 第1 基本的な考え方

電話等による再診の際に、救急医療機関の受診を指示し、受診先の医療機関に対して必要な情報提供を行った場合について、診療情報提供料を算定可能となるよう要件を見直す。

## 第2 具体的な内容

電話等による再診の際に、治療上の必要性から、休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる医療機関の受診を指示した上で、同日に診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料（I）を算定可能とする。

現 行	改定案
<p>【電話等による再診】 [算定要件] カ 当該再診料を算定する際には、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。</p>	<p>【電話等による再診】 [算定要件] カ 当該再診料を算定する際には、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。<u>ただし、急病等で患者又はその看護に当たっている者から連絡を受け、治療上の必要性から、休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる次に掲げる保険医療機関の受診を指示した上で、指示を行った同日に、受診先の医療機関に対して必要な診療情報を文書で提供した場合は、B009診療情報提供料（I）を算定できる。</u> <u>(イ) 地域医療支援病院（医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院）</u> <u>(ロ) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所</u></p>

	<p>(ハ) 「<u>救急医療対策の整備事業について</u>」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院</p>
--	---